

仕様書

1 業務内容

福島区社会福祉協議会発行の機関紙「福島区社協だより」企画、編集、印刷及び新聞折り込み業務委託

2 履行期間

令和7年5月15日～令和8年4月15日

発行日は8月1日、12月1日、4月1日とする。

3 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、乙（受託者）がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び甲（社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会）の指示によるものとする。
- (3) 乙は、契約書及び仕様書に明示のない場合、または疑義を生じた場合は、甲の担当者との協議するものとする。

4 作成部数 23,000部（内、新聞折込部数21,000部、本会への納品2,000部）
※作成部数は、作成時状況に応じ変動する。

5 作成回数 3回（8月1日、12月1日、4月1日発行）

6 業務内容 (1) 企画・構成・コピー・デザイン・イメージ指示によるイラスト・カットの作成
(2) 原稿の印字・レイアウト・校正
(3) 印刷及びホームページ掲載用データの作成
(4) 印刷物及びホームページ掲載用データの納品
(5) 本会指定日に、印刷物の福島区内の新聞折り込み（読売、朝日、毎日、産経）

7 区社協だよりの規格

- (1) 頁数 4頁
- (2) 寸法 タブロイド判
- (3) 刷色 全面カラー
- (4) 紙質 シヤトンB 53kg同等品可

8 業務の流れ (1) 工程表の作成

- ①原則として発行日の約2カ月前に、本会から「区社協だより」の原稿入稿から発行までの工程表作成を依頼する。その工程表に従い、作成を行う。
- ②出稿する際には面談し、本会からのレイアウト等を説明したうえで、ワードやエクセル等のデータをUSB等の媒体、もしくは、電子メールに添付して送信し提供する。ただし、データが存在しない場合には、紙などで提供することがある。

(2) 編集

- ①本会からの指示に基づき、区社協だよりのデザイン等を行うこと。ただし、本会が提示したデザイン案より良い案がある場合には、必ず本会へ提示すること。
- ②「区社協だより」を編集するにあたっては、レイアウトやイラスト、写真の配置等に注意し、見易く、またわかりやすい紙面となるように努めること。
- ③本会が提出したデータに誤字や脱字等があれば、修正し報告すること。

(3) 校正

- ①校正は原則として面談し、本会から校正内容等を説明したうえで、ゲラを朱書きする。または、電子メールなどで校正を行う。
- ②校正は原則として3回行う。ただし、必要があれば必要な回数行う。また、校正は責了とせず校了まで繰り返し行う。
- ③校正の途中であっても、編集の都合上、区社協だよりのデザイン、レイアウト等を変更する場合がある。

(4) 印刷・データ作成

- ①校了後、区社協だよりの印刷をすること。
- ②福島区社会福祉協議会ホームページへ「区社協だより」を掲載するために、速やかに掲載用データを作成すること。

(5) 納品

福島区社会福祉協議会からの配布用並びに窓口設置用等として、D5折りで納品すること。

※D5折り2,000部

(6) 新聞折込

「区社協だより」発行日に、四大紙へ折り込みをすること。

- ## 9 納 期
- (1) 発行日の7日前に、「区社協だより」を本会へ納品すること。
 - (2) 発行日に、「区社協だより」を新聞折り込みにすること。
 - (3) ホームページ掲載用データを提出すること。

10 報酬の支払い

- (1) 契約価格は、区社協だよりの作成、印刷、新聞折り込みに関する経費など、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。振込手数料は、事業所負担とする。
- (2) 支払いについては、「区社協だより」毎号の作成業務が完了し、本会が合格と判断した後に、事業所の請求に基づき支払う。ただし、各号の請求金額の上限は、契約価格の1/3を越えてはならない。

11 著作権について

本委託にて生じる著作権については、本会に帰属する。また、提出される企画案は、他において使用及び発表されていないものに限る。

12 特記事項

- (1) 受託者は、本業務にかかる処理を他事業所に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本業務の執行については、関係法令などを遵守し適切に行うこと。
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱を遵守すること。
- (4) その他、疑義が生じた場合は、双方協議するものとする。